

盛岡地方法務局 出前講座のご案内

無料

法務局では、登記、戸籍、供託、人権擁護などの業務を行っています。

出前講座では、法務局の職員がご希望の会場に出向き、暮らしに役立つ知識・情報などを分かりやすくお話しさせていただきます。職場、団体、グループなどでお気軽にお申し込みください。

遺言って
どうやってするの？



父が亡くなったけど
相続登記はどうすればいいの？



S N S に誹謗・中傷
の書き込みが。どう
すればいいの？



各講座の詳しい内容は次ページへ



◇ 利用できる方

岩手県内の地方自治体、地域等の各種団体、企業、任意のグループなど（おおむね10人以上）

◇ 申込み方法

開催希望日の1か月前までに、出前講座申込書に記入の上、直接持参、郵送、ファクシミリ、メール等でお申し込みください。

◇ 実施時間

1講座あたり60分から120分程度。時間帯は平日の午前10時から午後5時まで。

◇ 費用

講師料及び交通費等は無料です。

問合せ先 盛岡地方法務局総務課

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号

TEL 019-624-1141 FAX 019-629-1237

E-mail soumu_morioka@moj.go.jp

盛岡地方法務局出前講座メニュー

No.	分類	テーマ	講座の内容
1	登記	相続登記の義務化について	令和6年4月から開始された「相続登記の義務化」について説明します。
2	登記	相続登記について	家族が亡くなり、土地・建物の相続登記をする場合に必要な書類、相続分、登記申請手続等について説明します。
3	登記	住所・氏名の変更登記の義務化について	令和8年4月から開始される「住所・氏名の変更登記の義務化」、「スマート変更登記」について説明します。
4	登記	権利に関する登記について	「土地・建物の所有者が住所を変更した」「住宅ローンを完済した」など、ご自分で登記手続をしたい方のために、必要書類等を説明します。
5	登記	筆界特定制度について	「隣地との筆界（境界）をはっきりさせたい」「筆界に争いがあるが裁判はしたくない」などでお困りの場合に利用することができる筆界特定制度について説明します。
6	戸籍	成年後見制度について	高齢等により判断能力が衰えると、不動産や預貯金の管理をしたり、各種の契約を結んだりすることが難しくなります。このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援する成年後見制度について説明します。
7	戸籍	戸籍制度、戸籍の見方について	戸籍制度の仕組みと法務局の役割、戸籍謄抄本の見方などについて説明します。
8	供託	地代や家賃をめぐるトラブルについて（供託制度）	「アパートの賃貸人から家賃を値上げすると言われ、家賃を受け取ってもらえない」「賃貸人が亡くなったが、相続人が分からず誰に支払ったらよいか分からない」といった場合に行う供託手続について説明します。
9	供託	従業員の給与が差し押さえられたら（供託制度）	裁判所から、従業員の給与などを差し押さえる「差押命令」が送付されてきた場合に行う供託手続について説明します。
10	遺言書保管	自筆証書遺言書保管制度について	自分で遺言書を作成する場合に利用できる、自筆証書遺言書保管制度の概要と法務局への保管申請手続について説明します。
11	人権	企業と人権について	セクハラ、パワハラ、LGBT(性的少数者)や障害のある人に対する差別・偏見など、企業活動に伴い発生し得る人権リスクについて説明します。
12	人権	セクハラ・パワハラについて	セクハラ・パワハラに該当する行為とは、具体的にどのような行為なのか説明します。
13	人権	家庭内暴力・虐待について	子どもや高齢者、女性に対する家庭内での暴力・虐待にどのように対処したらよいか説明します。
14	人権	インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～	インターネットを利用する上での危険性や、人権を侵害するような誹謗・中傷などの書き込みをされた場合、どのように対処したらよいか説明します。

※メニューは参考例ですので、内容の追加・変更が可能です。
上記以外にもご希望のテーマがあれば、ご相談に応じます。